



摂食機能療法加算をご存じですか？

摂食機能療法とは、嚥下障害を有する患者様に対し、摂食・嚥下機能が改善に向けて計画的に関わることで算定できる加算です。対象者がおられれば、お気軽にご相談ください！

◆算定対象者（当院での主な算定対象）

脳卒中などによる後遺症で摂食嚥下障害がある、もしくは嚥下内視鏡検査(VE)によって他覚的に嚥下機能の低下が確認でき、摂食機能療法の有効性が期待できるもの。

◆算定基準

摂食機能障害を有する患者に、個々の患者の症状に対応した入院診療計画書に基づき、医師又は歯科医師の指示の下に言語聴覚士、看護師、准看護師、歯科衛生士が1回につき30分以上訓練指導を行った場合に算定できる。

◆算定要件

- ①摂食機能療法計画書の作成：
嚥下評価、歯科医師のVE報告書等をもとにSTが作成
- ②カルテ記載：摂食機能療法を実施した日に記録

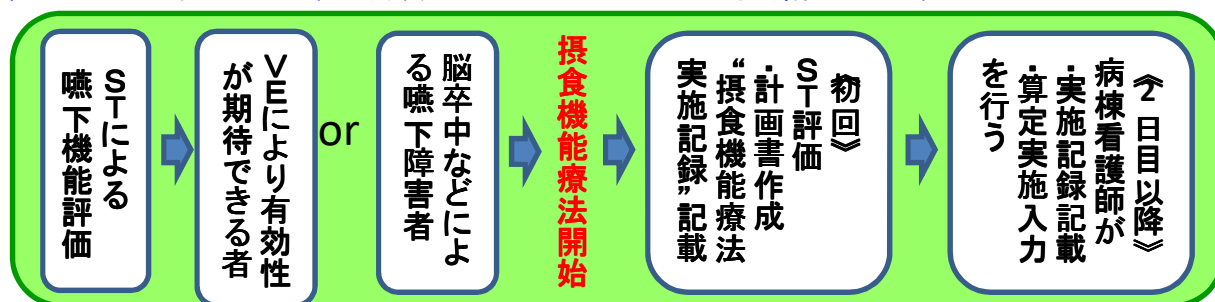
◆期間

摂食機能療法算定開始日から起算して3か月以内は毎日算定が可能。

◆実施する主な内容

- ①間接的嚥下訓練＝口腔ケア、ぱたから体操、アイスマッサージ等
- ②直接的嚥下訓練＝食事介助、摂食方法指導等
- ③環境調整＝ポジショニング等

◆算定までの流れ（各病棟のマニュアルをご参照下さい）



NSTへのお問い合わせは栄養管理部またはリンクナースへ
(栄養管理部PHS：913・970)